#### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」に取り組む「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」(以下「推進運動」という。)の「右京区版運動プログラム」に基づき、右京区民等が自主的・主体的に行う防犯に関する事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、営利・宗教・政治活動等を目的としたものは補助の対象とならない。 (補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、別表1に掲げる額とする。ただし、いずれも予算の範囲 内の額とする。
- 2 前項で定める補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り 捨てるものとする。

(補助の対象となる要件等)

- 第4条 補助金の交付を受ける団体等(以下「補助事業者」という。)の要件は、 別表1に掲げるとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けなければならない。

(交付の申請)

- 第5条 条例第9条の規定による申請は、別に定める期間内に、右京区市民ぐる み推進運動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によって、次の各号に掲 げる書類を添えて行わなければならない。ただし、青色防犯パトロール支援事 業に係る補助金のみを交付申請するときは、次の1号及び2号に掲げる書類を 省略することができる。
  - (1) 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業計画書(第2号様式)
  - (2) 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支予算書(第3号様式)
  - (3) 別表 2 に掲げる書類

(交付の決定及び標準処理期間)

- 第6条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条 例第10条各項の決定をするものとする。なお、必要に応じて当該決定前に「区 版運動プログラム」を策定した「右京区推進協議会」から意見を求めることが できる。
- 2 区長は、前項の規定により交付を決定したときは、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付を決定したときは、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、それぞれ当該団体に通知する。

(変更等の承認の申請)

- 第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた者は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付申請書(第6号様式)により行うものとする。
- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
  - (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
  - (2) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より効果的な補助目的達成に資すると考えられる場合
  - (3) 補助目的及び事業効果に関係ない事業計画の細部の変更である場合
  - (4) 事務費間の流用で流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合
- 3 区長は、第1項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の交付及び交付額の変更を決定し、右京区市民 ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付決定通知書(第12号様式)により通 知するものとする。
- 4 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長等の 承認の申請は、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金中止・廃止承認申請 書(第7号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金実績報告書(第8号様式)に、次の号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、青色防犯パトロール支援事業のみの実績を報告するときは、次の1号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支決算書(第9号様式)
- (2) 別表 2 に掲げる書類

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求を受けた場合は、実績報告書等を審査し、 適当と認めるときは右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付額決定通知 書(第10号様式)により通知し、補助金を交付するものとする。

(書類の保存)

第10条 補助事業者は補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、 その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属 する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助事業者は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金概算払請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施 行に関し必要な事項は、右京区長が定める。

附則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による、右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の一部を改正する要綱第4条及び第5条で改正する書類は、 平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

	補助事業		補助事業者の要件	補助対象経費	補助金の額
区分	名称	事業内容	一		(開助金の領
防犯活	青色防犯	青色防犯	①京都府警察本部長から青色防犯パトロール	青色防犯パトロールの活動に要する経費	1車両につき、年間
動支援	パトロー	パトロー	実施証明書の交付を受けた団体。	対象とする期間は、当該年度の4月1日から翌年	5,000円の定額とす     る。
	ル支援事	ルの運行	②年間を通じて、概ね週1回以上のパトロール	3月31日までとする。	<i>'</i> ∂∘
	業		を行うことができること。		
	地域安心	地域安心	① 次に掲げる要件をすべて満たす地域団体等	右京区の安心安全や防犯につながる地域活動(地	補助対象経費の5分の
	安全活動	安全の活	ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざし	域の防犯、子どもや女性・高齢者・学生・観光旅	4
	支援事業	動	た活動をしていること。	行者等の安全対策等)の実施に必要な物品	ただし、一の年度内にお
			イ 活動を行う地域の多数の世帯、住民で	ア パトロール用ライト	いて一の団体が交付を
			構成されていること。	イ 防犯ブザー	受ける補助金の額は、
			ウ 規約や代表者を決めていること。	ウ ジャンパー・ベスト	100,000 円を上限とす
			② 右京区と地域連携に関する協定を締結して	エ のぼり	る。
			いる大学に属する学生を中心に構成される	オ チラシ・ポスター	
			クラブ等の団体	カ 上記のほか、区長が必要と認める物品	
			③ 右京区内に事業所を有する事業者		

### 別表 2

	補助事業		交付申請時添付書類	実績報告時添付書類		
区分	名称	事業内容	文刊 中間時 你刊 青規	<b>夫</b> 棋報音時條刊書類		
防犯活	青色防犯	青色防犯	①別に定める青色防犯パトロール実施計画書 ②車検証の写し(使用車両ごと)	別に定める青色防犯パトロール実施報告書		
動支援	パトロー	パトロー	③道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けている場合は、当該許			
	ル支援事	ルの運行	可等を受けたことを証する書類			
	業		④京都府警察本部長から交付される青色防犯パトロール実施証明書の   ア」			
			写し   ④ その他区長が必要と認める書類			
	地域安心	地域安心	別表1の補助対象経費に定める物品の詳細がわかる資料(見積書など)及	領収証その他の事業の実施に要した経費を証する書		
	安全活動	安全の活	び次の書類	類		
	支援事業	動	①の団体においては、地域団体の規約及び役員名簿	上記のほか、区長が必要と認める書類		
			②の団体においては、団体構成員名簿			
			③の事業者においては、法人登記の写しなど法人格を有することを証す			
			る書類			

#### 第1号様式(第5条関係)

#### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 右京区長		年	月	目
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名			
	電話			
	电前			
-			·	
	el ## o # o II	A 1 H 4 L 1	<u> </u>	.). <u>.</u>

	京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。										
事業	<b></b>			円		で付申	= 請額	į			円
団体概要	団体の 構成										
補助	区分										
明事業の区分、	事業内容										
的 及 の 区 八	目的										
目的及び内容の区分、事業内容、	内容 ・ 台数										
連絡担当者			代表すその個	者 也(氏/	名:			電話:			)
補助事業等の開始 日及び完了予定日				年	月	日	~		年	月	日
新規団体・既存の別		亲	折規	•	既存						

\*提出いただいた情報は、「右京区版運動プログラム」の進捗管理等のため、右京区推進協議会に提供する場合がありますので御了承ください(個人に関する情報は提供しません)

### 第2号様式(第5条関係)

#### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業計画書

年度

事	業	名	事	業	内	容	予	算	額
									円

# 第3号様式(第5条関係)

### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支予算書

年度

	収 入			支 出	
科目	予算額	説明	科目	説明	
	円			円	
計			計		

京都市指令 第 号 年 月 日

様

右京区長

#### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付予定額 金 円
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) 事業の変更(右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱第7条第2項に規定する軽微な変更を除く。)又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。
  - (2) 事業が完了した後、1箇月以内又は 年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告 書を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の全額を概算払いすることができる。
  - (3) この補助金の交付の決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
    - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
    - イ 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
    - ウ 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により、中止又 は廃止の承認を受けたとき。
    - エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
    - オこの要綱の規定に違反したとき。
- \* この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して審 査請求をすることができます。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、右京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び右京区長となります。)。

第5号様式(第6条関係)

京都市指令 第 号 年 月 日

様

右京区長

右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

#### 1 不交付の理由

\* この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、右京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び右京区長となります。)。

年 月 日

(あて先) 右京区長

(団 体 名)(代表役職名)(氏 名)

右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けで補助金の交付決定の通知を受けた事業 を、下記のとおり変更・中止したいので申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 変更・中止の内容
- 3 変更・中止の理由

# 第7号様式(第7条関係)

# 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 右京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

京都	都市補助金等	等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の	(			
中止、口廃止)について、区長等の承認を申請します。						
理	由					

### 第8号様式(第8条関係)

# 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金実績報告書

(あて先)右京区長	年	月	日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名		
	電話		

京都市補助金等の交付	付等に関する条例領	第18	条の規	見定によ	り活動の	実績を報告
します。						
交 付 決 定 日	年	月	日			
交付決定額・台数			円(			台)
実績報告額・台数			円(			台)
事 業 名 月	日	事	業	内 容	金	額
						円

### 第9号様式(第8条関係)

### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業収支決算書

年度

	収 入		支 出			
科目	決算額	説明	科目	決算額	説明	
	円			円		
計			計			

### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付額決定通知書

	年	月	日	
交付決定者の名称及び代表者名			区長	

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定した右京 区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を 確定したので、通知します。

記

補助金交付額	円(概算払	円、精算払	円)	
--------	-------	-------	----	--

年 月 日

(あて先)

右 京 区 長

#### 代 表

# 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金概算払請求書

京都市補助金等の	の交付等に関する条例第21条第2項の規定により、補助金の	ク
概算払を請求しま~	<b>す。</b>	
交 付 決 定 日	年 月 日	
交 付 予 定 額	円	
補助金の請求額	円	-

#### 第12号様式(第7条関係)

#### 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金変更交付決定通知書

京都市指令 第 号

年 月 日

様

右 京 区 長

年 月 日付けで変更申請のあった右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金について、下記のとおり変更し、交付することを決定したので通知します。

記

- 1 事 業 名
- 2 変更交付金額

円

\* この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、右京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び右京区長となります。)。

# 青色防犯パトロール実施計画書

実施団体				
実施 責任者				
実施者				
使用車両	車名	登録	番号	型式
	車両重量	所不	有者	使用者
	kg			
出動 予定日・ 時間				
運行予定 コース				

<sup>※</sup>車両ごとに作成してください。

# 青色防犯パトロール実施報告書

団体名称
車両登録番号
使用者

	年度
運行月	運行日
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
	<運行地域>